平成２７年（フ）第６７２号
熊本市東区長嶺東８丁目15番25号
債務者　富永　由美
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２８号
奈良県五條市西吉野町夜中47番地
債務者　櫻本　嘉浩
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第１０３号
栃木県小山市南乙女２丁目14番地12
債務者　大塚美保子（旧姓大楯）
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第１０７号
栃木県栃木市平井町572番地　スイトピー103号、従前の住所栃木県栃木市薗部町２丁目20番15号　ユーミーリシエス303
債務者　渡辺実恵子
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午後１時10分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第２号
栃木県小山市大字喜沢1263番地１　エスペランサ喜沢305号、従前の住所栃木県小山市大字喜沢574番地５
債務者　松嶋　僚一
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第１０６１号
東京都立川市一番町４丁目72番地の11煉瓦一番館302号
債務者　鬼塚　　隆
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月10日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２２８１号
横浜市神奈川区斎藤分町48番15―205号
債務者　渕上　智春
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３５３号
横浜市中区竹之丸152番地２　前田アパート202号室
債務者　藤野　知恵（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１３号
静岡県浜松市中区上島３丁目６番１号　Ｉ．Ｃコーポ上島303号
債務者　片岡　善之
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５１４号
静岡県浜松市中区上島３丁目６番１号　Ｉ．Ｃコーポ上島303号
債務者　片岡　涼子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２０７３号
横浜市港北区樽町１丁目22番６号　コーポびわはた202
債務者　橋國　康彦
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０７４号
横浜市港北区樽町１丁目22番６号　コーポびわはた202
債務者　橋國美紀子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３５４号
横浜市瀬谷区三ツ境34番地２　第２松栄荘２号室
債務者　三浦　　博
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６３３号
静岡市駿河区東新田４丁目１番１―702号、旧住所静岡市葵区田町２丁目165番地　フレグランス田町Ｂ　101号
債務者　長田　麻理
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２号
東京都東村山市美住町１丁目７番地27クリーンベルスミス205
債務者　佐々木晶江（旧姓飯干）
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部